

山梨県公報

第二千七百四十八号

平成二十九年

十一月二十七日

月 曜 日

目次

○保安林の指定施業要件の変更予定(四件).....	七四五
○保安林の指定施業要件の変更(二件).....	七四六
○道路の区域変更.....	七四七
○道路の供用開始(二件).....	七四七
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	七四七
○収入証紙売りさばき人の指定.....	七四七
○換地処分の実施.....	七四八
○落札者の決定について.....	七四八

告示

山梨県告示第三百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 山梨市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 笛吹市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 公衆の保健
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水害の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 公衆の保健
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 公衆の保健
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十九年十一月二十七日

- 一 道路の種類 県道
 二 路線名 折門古関線
 三 道路の区域

山梨県知事 後 藤 齋

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町瀬戸字白子一六四番地先から南巨摩郡身延町瀬戸字白子一六三番地先まで	二〇・七 二六・〇	二〇・七 二六・〇	二〇・七 二六・〇	一九・八

山梨県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市芦川町鷲宿字天神原五七三番地先から笛吹市芦川町鷲宿字天神原五七二番七地先まで	七三・〇	平成二十九年十一月二十七日

山梨県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年十二月十八日まで一般の縦覧に供する。
 平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日影笹子線	大月市笹子町黒野田字狩屋野一三九番二地先から大月市笹子町黒野田字天庭二四〇番一地先まで	七七・四	平成二十九年十一月三十日

山梨県告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年十一月十六日
 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町別田字永塚花櫻町五百七十一番十七の一部、六百十五番九の一部、五百六十九番四の一部、五百七十番四の一部、五百七十番五及び五百七十一番九
 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇メートル
 四 指定道路の延長 二十八・三三メートル

山梨県告示第三百六十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。
 平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所 笛吹市御坂町尾山 三百二十三番地一	住 所 笛吹市御坂町尾山 三百二十三番地一	氏 名 一般社団法人 笛吹市水道協 力会 代表理 事・会長 田 中三男	指 定 年 月 日 平成二十九年十一月十日
---------------------------------	-----------------------------	--	--------------------------

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営農地環境整備事業（大武川地区大武川工区）の換地処分を平成二十九年十一月七日
実施した。

平成二十九年十一月二十七日

山梨県知事 後 藤 斎

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ
シュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成され
た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の
適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年十一月二十七日

山梨県立博物館

副館長 渡 辺 健

- 一 落札に係る借入物品等 山梨県立博物館常設展示関連機器等一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県立博物館

(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一

三 落札者を決定した日 平成二十九年十一月十五日

四 落札者

- (一) 名称 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
- (二) 住所 東京都港区芝浦一丁目二番三号
- 五 落札金額 四千五百二十三万四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に
よる公告を行った日 平成二十九年十月二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番